

(様式1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成25年11月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	水産業共同利用施設復興整備事業	事業番号	C-7-1
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	4,926,248(千円)	全体事業費	4,926,248(千円)		

事業概要

■水産業共同利用施設復興整備事業

東日本大震災による災害で、壊滅的な被害を受けた本市の主要な産業である水産業の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が水産業基盤再生に必要な施設及び周辺環境を整備し、共同で利用させることによって、早期に水産物の安定供給と経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。

▽事業量

水産業共同利用施設の整備

松川浦漁港原釜地区 : 原釜荷捌き及び管理事務所 A=6,827㎡, 原釜共同集配施設 A=1,125㎡
原釜海水浄化施設 A=77.9㎡, 原釜漁具倉庫施設 A=10,500㎡ A=1,750㎡
松川浦漁港松川浦地区 : 漁船漁具保全施設, 水産物加工・直売施設 A=287.67㎡
松川浦漁港磯部地区 : 上架施設修理, 漁具倉庫施設
水産物加工流通施設整備事業
敷地面積 A=16,500㎡ 建物面積 A=4,165.3㎡

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第2章-第2節-第4項 漁業基盤整備(P34)

当面の事業概要

<平成24年度>

- ①松川浦漁港原釜地区 : 原釜荷捌き及び管理事務所、原釜共同集配施設、原釜海水浄化施設、原釜漁具倉庫施設
- ②松川浦漁港磯部地区 : 水産物加工流通施設

<平成25年度>

- ①松川浦漁港松川浦地区 : 水産物加工・直売施設、漁船漁具保全施設

<平成26年度>

- ①松川浦漁港磯部地区 : 上架施設修理、漁具倉庫施設

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、本市沿岸部において、2,000haを超える面積は津波により被害を受け、市沿岸部にある漁港内でも、ほとんどの施設が流出、全壊の被害を受けており、残った施設についても、柱のみとなるなど施設として機能しない状況となっている。

また、水産業に欠かせない漁船についても、津波の被害によりほとんどが流出、大破し、現在は津波を避けるため沿岸に避難した船だけとなっている。沿岸部に住む多くの方は、自宅を津波で流され、船や漁具、漁具を収める倉庫など、すべてのものを失っており、将来の見通しが立っていない状況である。

さらに追い打ちをかけるように、漁の自粛が決定され、解除の見通しも立っていないため、離職を考える人も少なくない。

市の主要な産業である水産業がこのままでは立ち直ることもできないことを危惧しており、早期に支援策を講じる必要があると考えている。

しかしながら、相馬双葉漁業協同組合では、現在水揚げがなく、収入がない状況であり、かつこれまでの復旧・復興作業のための費用を支出しているため、これ以上財政的に負担することはできないため、市が水産業基盤整備を実施し、いち早い再開を支援するために本事業を実施することとした。

事業実施については、新たな土地利用方針にもとづき、水産業を集積させることを考えているが、使用できる面積が限られているため、共同で利用できる施設とし、有効活用を図りたい。

関連する災害復旧事業の概要

松川浦漁港では、県事業として漁港施設(護岸、船曳き場)復旧事業を実施、また、漁港背後地(道路含む)についても、地盤沈下が著しいため、地盤嵩上げを実施予定。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 86 号線)	事業番号	D-1-1
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	130,000(千円)	全体事業費	130,000(千円)		
事業概要					
■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部 86 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所:相馬市尾浜地区 事業内容:東部 86 号線 L=600m W=6m C= 130,000 千円(原釜北谷地地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 ＜平成 25 年度～平成 26 年度＞ 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 113 号線)	事業番号	D-1-2
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		41,000(千円)	全体事業費		41,000(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 113 号線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所: 相馬市尾浜地区

事業内容: 東部 113 号線 L=200m W=6m C= 41,000 千円(尾浜高塚地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度~平成 26 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 116 号線)	事業番号	D-1-3
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		41,000(千円)	全体事業費		41,000(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 116 号線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所: 相馬市尾浜地区

事業内容: 東部 116 号線 L=200m W=6m C= 41,000 千円(尾浜南ノ入地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度~平成 26 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)	事業番号	D-1-4
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	89,000(千円)	全体事業費	89,000(千円)		
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所:相馬市尾浜地区 事業内容:法定外道路 L=400m W=6m C= 89,000 千円(尾浜平前地区から安全な場所への避難路)</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度~平成 26 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。</p> <p>また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 327 号線)	事業番号	D-1-7
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	140,000(千円)	全体事業費	140,000(千円)		

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 327 号線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所: 相馬市岩子地区

事業内容: 東部 327 号線 L= 800m W=6m C=140,000 千円(岩子字坂脇から岩子字宝迫地区への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度~平成 26 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	12	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 339 号線)	事業番号	D-1-8
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		11,000(千円)	全体事業費		11,000(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 339 号線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所: 相馬市岩子地区

事業内容: 東部 339 号線 L= 50m W=6m C= 11,000 千円(岩子字坂脇から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度~平成 26 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	13	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 338 号線)	事業番号	D-1-9
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	42,000(千円)	全体事業費	42,000(千円)		
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 338 号線)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所: 相馬市岩子地区 事業内容: 東部 338 号線 L= 250m W=6m C= 42,000 千円(岩子字坂脇から安全な場所への避難路)</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度~平成 26 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。</p> <p>そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。</p> <p>また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市
総交付対象事業費		249,788 (千円)	全体事業費		369,479 (千円)
事業概要					
<p>■災害公営住宅家賃低廉化事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度></p> <p>対象戸数：馬場野地区等 157 戸</p> <p><平成 26 年度></p> <p>対象戸数：馬場野地区等 457 戸</p> <p><平成 27 年度></p> <p>対象戸数：馬場野地区等 457 戸</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (約 1,400 世帯) が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。</p> <p>被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。</p> <p>なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	21	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)	市	
総交付対象事業費		43,592 (千円)	全体事業費	186,976 (千円)	
事業概要					
<p>■東日本大震災特別家賃低減事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度></p> <p>対象戸数：馬場野地区等 157 戸</p> <p><平成 26 年度></p> <p>対象戸数：馬場野地区等 457 戸</p> <p><平成 27 年度></p> <p>対象戸数：馬場野地区等 457 戸</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (約 1,400 世帯) が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。</p> <p>被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。</p> <p>なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	34	事業名	震災後における代替輸送確保支援モデル事業	事業番号	◆D-1-1-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		119,057 (千円)	全体事業費		136,920 (千円)

事業概要

■震災後における代替輸送確保支援モデル事業

▼必要性

東北地方太平洋沖地震による被害及び原発事故の影響により、国道 6 号線や常磐自動車道が通行不可能であり、輸出入貨物を首都圏へ輸送する際の大きな障壁となっている。

そのため、震災後に生産活動を再開した相馬地方の企業は、首都圏への貨物輸送に当たり、時間・コストの両面から非効率な輸送を強いられている。

震災後における企業の生産活動の円滑な復旧・復興は、地域の経済や雇用を支えることになるため、効率的な代替輸送手段の確保と公的支援が一定期間必要であり、平成 23 年 12 月に再開した相馬港内航フィーダーコンテナ航路は、首都圏と相馬地方をつなぐ最も効率的な代替輸送手段になり得る。

また、海上輸送へのモーダルシフトは、二酸化炭素等の排出抑制効果もあり、環境負荷軽減が期待できる。

以上を踏まえ、県内はもとより、南東北の物流拠点港湾である相馬港のコンテナ物流機能を震災後の代替輸送手段としたモデル事業を本市事業として実施する。

実施に当たっては、コンテナ航路を利用する不特定多数の企業(荷主)に対し、利用上の問題点や改善点を把握する利用実態のモニタリング調査及び定額補助による輸送費助成を行い、ポートセールス等による利用拡大も合わせて行う。

なお、本事業で行う助成は、震災後の代替輸送手段への転換を促進するために利用企業の輸送費支援を一定期間実施する極めて限定的なものであり、他港の類似する従来の助成制度※とは目的が異なる。

(※商業ベースで航路維持が可能な利用量を既に確保している港が、更なる貨物量の拡大を図るために行う助成。)

委託先は、相馬港の利用促進に努め、利用拡大による地域経済の振興を図ることを目的に設立され、事業実績がある(社)相馬港湾施設建設促進協議会とするが、事業実施のための最小限の定額補助方式で実施する。

事業期間は、コンテナ航路サービスの認知及び利用量の確保・増加により、公的支援から自立し商業ベースでの航路維持が可能となることから、3 箇年(H24~26)を計画する。

・本事業の実施は、本市のみならず、相馬地方をはじめとする県内企業の生産活動の回復を支えるとともに、事業化された東北中央自動車道の整備進展に合わせた県北地域の企業の利用拡大が確実視され、被災地の復興への多大な貢献となることが期待される。

▽事業量

①震災後における代替輸送モデル事業

利用状況モニタリング調査 代替輸送手段を利用する不特定多数の荷主に対する助成 ポートセールス等広報

▼位置付け

【相馬市復興計画(Ver1.2)】第 2 章-第 2 節-第 7 項 相馬港の整備(P39)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

①震災後における代替輸送モデル事業：利用状況モニタリング調査 代替輸送手段を利用する不特定多数の荷主に対する助成 ポートセールス等広報

<平成 25~26 年度>

①震災後における代替輸送モデル事業：利用状況モニタリング調査 代替輸送手段を利用する不特定多数の荷主に対する助成 ポートセールス等広報

東日本大震災の被害との関係

代替輸送手段のモデルである相馬港内航フィーダーコンテナ航路は、相馬港~京浜港を經由し、海外と結ぶ海上輸送ルートであり、平成 21 年 4 月に開設され、潜在需要を掘り起こしつつ利用する荷主(東南アジア向け金属機械工業品等)が徐々に増加する傾向にあったが、東日本大震災により相馬港は甚大な被害を受け平成 23 年 12 月まで航路は休止となった。

相馬地方のコンテナ利用企業は、震災後の代替輸送ルートとして、福島~相馬間を結ぶ国道 115 線の利用は複数の狭隘箇所や先導車が必要である等困難であり、海上輸送では近隣の仙台塩釜港(仙台港区)では背後圏企業の震災復旧後のコンテナ取扱貨物の増加により、飽和状態となっていることから、やむを得ず国道 6 号を岩沼市まで北上後、国道 4 号で首都圏へ向かうルートを利用しており、被災地企業の生産活動の安定的な回復(復旧・復興)に大きな影響を及ぼしている。

(企業ヒアリングによる)

この間、福島県は港湾施設の応急復旧、相馬市では公益財団法人ヤマト福祉財団の支援を受け荷役機械をリース整備し、平成 23 年 12 月にコンテナ航路の再開を迎えたが、大震災によりゼロリセットからのスタートとなっていること、原発事故の風評被害がある等、震災前に比べコンテナ取扱貨物量が順調に回復していない状況。

関連する災害復旧事業の概要

相馬港は、応急復旧事業を実施中(※公共岸壁 13 の内、現在応急復旧により 4 岸壁が使用可能。コンテナ荷役クレーンが海中に倒壊する等)。また、コンテナ荷役に必要なクレーン、リーチスタッカーについては、ヤマト福祉財団の支援により仮設で運用中。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-1-1
事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(東部 86 号線)
交付団体	市
基幹事業との関連性	
基幹事業を実施する地域は、港湾区域に隣接しており、被災地と市街地はもとより周辺地域と相互に接続する安定的に通行できる道路の機能に追加して、整備企業の生産活動を支える物流機能の維持及び利用拡大を合わせて実施することは、区域の再編時における施設機能に加え、利便性の高い港湾物流機能も併せ持つ相乗効果から、道路としてのポテンシャルが高まり整備効果の促進につながるものと考えられる。	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	35	事業名	道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 法定外道路)	事業番号	D-1-11
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	75,000 (千円)	全体事業費	75,000 (千円)		
事業概要					
<p>■道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 法定外道路)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所: 相馬市新沼地区 事業内容: 市道・法定外道路 L=400m W=6m C=75,000 千円 (新沼大森地区から安全な場所への避難路)</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度~平成 26 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送 (食品や生活用品) において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。</p> <p>そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。</p> <p>また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	38	事業名	道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 320 号線)	事業番号	D-1-14
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	39,000 (千円)	全体事業費	39,000 (千円)		
事業概要					
<p>■道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 320 号線)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所: 相馬市岩子地区</p> <p>事業内容: 市道・東部 320 号線 L= 230m W=6m C= 39,000 千円 (岩子一本松地区から安全な場所への避難路)</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度~平成 26 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送 (食品や生活用品) において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。</p> <p>そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。</p> <p>また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	41	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 521 号線）	事業番号	D-1-17
交付団体	市		事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費	245,000（千円）		全体事業費	245,000（千円）	
事業概要					
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 521 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・東部 521 号線 L=1,400m W=6m C=245,000 千円（磯部字迎地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ① 市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	42	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：法定外道路）	事業番号	D-1-18
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	375,000（千円）	全体事業費	375,000（千円）		
事業概要					
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：法定外道路） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・法定外道路 L=2,000m W=6m C=375,000 千円（磯部字狐字地区から安全な場所への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
＜平成 24 年度＞ 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ① 市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 ＜平成 25 年度～平成 26 年度＞ 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	44	事業名	道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 491 号線）	事業番号	D-1-20
交付団体	市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）		
総交付対象事業費	86,000（千円）	全体事業費	86,000（千円）		
事業概要					
■道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 491 号線） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所：相馬市磯部地区 事業内容：市道・東部 491 号線 L= 470m W=6m C= 86,000 千円（磯部字大浜地区から磯部字迎地区への避難路） ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ① 市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度～平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	45	事業名	道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 501 号線)	事業番号	D-1-21
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	35,000 (千円)	全体事業費	35,000 (千円)		
事業概要					
■道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 501 号線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ▽事業量 実施場所: 相馬市磯部地区 事業内容: 市道・東部 501 号線 L= 180m W=6m C= 35,000 千円 (磯部字大浜地区から安全な場所への避難路) ▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ① 市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収 <平成 25 年度~平成 26 年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。 これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。 震災直後においては、物資輸送 (食品や生活用品) において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。 これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。 そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。 また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。					
関連する災害復旧事業の概要					
道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。 また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	46	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)	事業番号	D-1-22
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	148,000(千円)	全体事業費			148,000(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所:相馬市蒲庭地区

事業内容:市道・鹿島前迫線 L=800m W=6m C=148,000 千円(蒲庭字前迫地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

① 市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度~平成 26 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	47	事業名	道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 鹿島前迫線)	事業番号	D-1-23
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	233,000 (千円)	全体事業費	233,000 (千円)		
事業概要					
<p>■道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 鹿島前迫線)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所: 相馬市蒲庭地区</p> <p>事業内容: 市道・鹿島前迫線 L=900m W=6m C=233,000 千円 (蒲庭字瀬庭地区から安全な場所への避難路)</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する</p> <p>① 市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度～平成 26 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送 (食品や生活用品) において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。</p> <p>そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。</p> <p>また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	48	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(県道:相馬亘理線)	事業番号	D-1-24
交付団体	県		事業実施主体(直接/間接)	県(直接)	
総交付対象事業費	730,000(千円)		全体事業費	877,000(千円)	
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(県道:相馬亘理線)</p> <p>本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた原釜・尾浜地区の産業・観光等の再生を図る面的整備と一体的な整備により、早期の復興を支援する道路整備である。</p> <p>現道部は原釜・尾浜地区の災害危険区域の指定エリアであり、防災集団移転が計画されているため、跡地を市が新たに産業系土地利用エリア及び商工交流施設等の観光施設を再配置する計画としている。そのため、市の復興計画と整合をとり、新ルートにて付け替えを行うものである。原釜地区の相馬中核工業団地から松川浦観光の拠点である尾浜地区までを結ぶルートで整備を行うものである。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所:相馬市原釜・尾浜地区</p> <p>事業内容:県道・相馬亘理線 L=約 2,000m W=6.0(10.0)m C=877,000 千円</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度></p> <p>津波により壊滅的な被害を受けた原釜・尾浜地区の産業・観光等の再生を図る面的整備と一体的な整備により、早期の復興を支援する原釜地区の相馬中核工業団地から松川浦観光の拠点である尾浜地区までを結ぶルートで整備を行うもの。</p> <p>○ 県道整備のための測量設計、用地買収、改良工事(L=600m)</p> <p><平成 26 年度></p> <p>○ 県道整備のための改良工事(L=1,400m)</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>現道の相馬亘理線は、原釜尾浜地区の沿岸集落間を結ぶ生活道路であったが、津波被害により集落の痕跡は跡形もなく、すべて流出し甚大な被害となった。</p> <p>そのため災害危険区域指定エリアとし、防災集団移転事業により高台移転を計画しており、防集跡地に産業系・観光系施設等の再配置を一体的に計画しているエリア内の道路整備である。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
被災区域内では海岸堤防及び港湾部について災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	49	事業名	道路事業 (市街地相互接続道整備) (県道: 原町海老相馬線)	事業番号	D-1-25
交付団体	県		事業実施主体 (直接/間接)	県 (直接)	
総交付対象事業費	557,500 (千円)		全体事業費	749,600 (千円)	
事業概要					
<p>■道路事業 (市街地相互接続道整備) (県道: 原町海老相馬線)</p> <p>本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた磯部地区の高台移転先と、柏崎・新田地区を相互に接続する道路整備を実施するものである。高台移転先である磯部中学校西側地区からの市道と接続し、全壊した磯部地区の平地部を經由し、既存集落である新田・柏崎地区を結ぶルートである。</p> <p>構造的には①梅川橋～大正橋間、②大正橋～新館野橋間、③県道磯部日下石線～矢野目地区の山際間、の 3 箇所について地盤沈下した道路縦断を被災前の高さまで復旧し、円滑な交通を確保するとともに、相馬市が計画する避難路 (市道東部 471 号線) と一体的に整備するものである。</p> <p>▽事業量 実施場所: 相馬市磯部地区 事業内容: 県道・原町海老相馬線 L=約 2,500m W=6.0(10.0)m C=749,600 千円</p> <p>▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度></p> <p>津波により壊滅的な被害を受けた磯部地区の高台移転先と、柏崎・新田地区を相互に接続する道路整備を実施するものである。高台移転先である磯部中学校西側地区からの市道と接続し、全壊した磯部地区の平地部を經由し、既存集落である新田・柏崎地区を結ぶルートを整備する。</p> <p>○ 県道整備のための用地買収、改良工事 L=2,500m</p> <p><平成 26 年度></p> <p>○ 県道整備のための改良工事 L=2,500m</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>現道の原町海老相馬線は、沿岸部の集落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、すべて津波で流失し、磯部地区は全壊となった。そのため防災集団移転事業により高台移転を計画している。しかし、内陸部の集落には、被災はしたものの現地再建することとしており、今時津波により県道と市道が冠水し、通行が困難な状況であった。よって、避難路としての役目を担う道路として、県道及び市道 (東部 471 号線) の早期整備が望まれている。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>現道整備であるため、災害復旧事業で実施する区間と本事業で整備する区間を区分して計上している。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	50	事業名	道路事業(市街地相互接続整備)(県道:原町海老相馬線)	事業番号	D-1-26
交付団体		県	事業実施主体(直接/間接)	県(直接)	
総交付対象事業費		986,500(千円)	全体事業費	1,152,500(千円)	

事業概要

本事業は、津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区及び南相馬市南海老地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画)と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うものである。

南相馬市側の計画である北海老地区の防災集団移転事業跡地に農林水産省事業である海岸防災林が計画されており、現道の移設が必要となるため、西側に新ルートで整備する計画である。

現道は沿岸部を南北に結ぶ幹線道路であったが、沿岸部に海岸防災林(農林水産省事業)が計画され、原形復旧が不可能となることより、隣接するほ場整備区域に非農用地設定を行い、新たなルートで道路付け替えを実施するものである。

▽事業量

実施場所:相馬市蒲庭地区

事業内容:県道・原町海老相馬線 L=約1,500m W=6.0(10.0)m C=1,152,500千円

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道の整備(P40)

当面の事業概要

<平成24年度>

津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区及び南相馬市南海老地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画)と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うもの

①県道整備のための測量調査設計

<平成25年度>

津波により壊滅的な被害を受けた相馬市孫目地区及び南相馬市南海老地区における農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画)と連携し、ほ場整備エリアでの幹線道路の付け替えを行うもの

①県道整備のための測量調査設計、工事

東日本大震災の被害との関係

現道の原町海老相馬線は、沿岸部の集落間を結ぶ生活幹線道路であったが、集落の痕跡は跡形もなく、南相馬市側の北海老地区沿岸部はすべて津波で流失したが、相馬市側の立切北地区は幸い全壊を免れた。

そのため、南相馬市と相馬市を結ぶ本線は、ほ場整備事業での新ルートを立切北地区とのアクセスを考慮しながら、現道の西側へ変更し相馬市の高台へ至る新ルートで整備する。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

被災区域内では海岸堤防及び農地災害等の災害復旧事業をそれぞれ進めており、本事業との調整を行っている。

道路については、本事業が採択される以前に原形復旧で査定を受けたが、本事業と調整を行い必要最低限の車道のみでの復旧を行った。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	62	事業名	都市公園事業 (原釜・尾浜地区防災緑地) ※施設費	事業番号	D-22-1
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費	1,600,000 (千円)		全体事業費	2,250,000 (千円)	
事業概要					
<p>■原釜・尾浜地区 津波防災緑地整備 A=13.3ha 【公園種別：緩衝緑地】</p> <p>原釜・尾浜地区は、家屋が流出するなど壊滅的な津波被害を受けたことから、防災集団移転促進事業による高台移転が基本方針となっている。移転跡地は、水産業、漁業向けの土地利用のほかに観光産業に配慮した土地利用が計画されているため、海岸堤防と防災緑地等を整備することで津波被害の軽減を図り、併せて移転先の高台住宅地や内陸部の産業地の安全度向上を図ることとしている。</p> <p>これらの土地利用方針を踏まえ、防災緑地を整備するものである。</p> <p>原釜・尾浜地区防災緑地は、「相馬市地域防災計画」に、10戸以上の市街地を直接的に防御するものとして、津波被害を軽減する機能 (津波の減衰、漂流物の捕捉) を位置づける予定である。</p> <p>「相馬市復興計画 Ver 1.2 (H24.3)」【第 2 節ハード事業】○第 2 項被災地整理②土地利用計画</p>					
当面の事業概要					
<平成 24~25 年度> 地形測量、用地測量、緑地設計					
<平成 25 年度~平成 27 年度> 盛土工 V=362,000m ³ 、植栽工 N=97,000 本、園路工等施設 1 式					
東日本大震災の被害との関係					
津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定 (H23/10/31) を受けており、防災集団移転促進事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進めることより、背後地の住宅、工業、水産業エリア等の津波被災の軽減を図る。					
関連する災害復旧事業の概要					
予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 1 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	80	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） （八沢）	事業番号	C-1-4
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県	
総交付対象事業費		1,303,170（千円）	全体事業費		2,669,606（千円）
事業概要					
<p>津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すため、ほ場整備事業のハード事業を行うとともに、農業経営高度化支援事業（指導事業、調査・調整事業、高度化経営体集積促進事業）のソフト事業を併せ行うものである。</p> <p>区画整理工 A=135.6ha(相馬市及び南相馬市全体で 373.2ha) 農業経営高度化支援事業 N=1 式</p> <ul style="list-style-type: none">・指導事業・調査・調整事業・高度経営体集積促進事業 <p>【相馬市復興計画の記載】 第 5 項 農業基盤整備</p> <p>津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。</p> <p>【福島県復興計画の記載】 （3）新たな時代をリードする産業の創出</p> <p>④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり</p> <p>農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度></p> <p>実施設計、境界測量、換地業務、農業経営高度化支援事業</p> <p><平成 26 年度></p> <p>区画整理工事、実施設計、換地業務、用買・補償、農業経営高度化支援事業</p> <p><平成 27 年度></p> <p>区画整理工事、補完工事、確定測量、換地業務、農業経営高度化支援事業</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>①東日本大震災により発生した津波により、相馬市の沿岸部の約 1,110ha が浸水し、甚大な被害が発生した。被害は、農地はもとより、道水路及び農林水産施設、住宅地などの広範囲に及んでいる。</p> <p>②地震による地盤沈下(30~40 cm程度)により海水面との高低差が少なくなり、海岸沿線部及び各河川沿線部の農地については、排水機能が著しく低下しており、かつ海水の湛水状態が続いたことから塩害も著しく、また表土流出による地力低下もあり、営農再開が困難となっている。しかし、このような営農再開が困難な地域の農業者であっても営農継続を望む声がある。</p> <p>③一方、津波により家屋のほか農業機械や設備が流されるなどの被害を受けたものの、この機会に農地集積を進め、地域の農業を復興するとの意欲を持った農家もいる。</p> <p>④このため、大区画ほ場整備の実施により、意欲ある担い手に農地を集積し、収益性の高い農業を展開することにより、地域農業の復興を図るものである。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>農地・農業用施設・関連施設について災害査定実施済み。 （農地面積 A=150ha、査定額 3,191,109 千円） 津波被災割合(津波被災エリア面積/地区面積)・・・186.9/188.5=99%</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	